

主任技術者・監理技術者の兼務フロー図

西海市 総務課 契約班
建設課 工事検査指導班

兼務しようとする主任技術者は「経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者」か？

はい

請負金額が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事か？

いいえ

兼務できない

はい

ひとつでも満たさない

- ①経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせるか？
- ②当該営業所において請負契約が締結された建設工事であるか？
- ③工事現場と営業所が市内又は近隣の市町である場合は10km程度以内にあり、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるか？
- ④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるか？
- ⑤経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者の他に配置する技術者がいないか？

すべて満たす

兼務できる

・ただし、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となったら兼務できない。
・様式第3号を2部提出し、協議の上発注者の承諾を得ること。

いいえ

各々の工事の請負金額が4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事か？

はい

複数の現場を兼務できる
ただし、当該主任技術者が、各工事現場においてその職務(施工の技術上の管理等)を誠実にを行うことが可能な範囲に限る。

いいえ

それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である複数の工事であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面により承諾を得たか？

はい

いいえ

一つの工事とみなして複数の現場を兼務できる
これら複数工事に係る下請金額の合計が4,500万円以上(建築一式7,000万円以上)となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる)であるか？
- ②工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において、同一の建設業者が施工する工事か？
- ③発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応がとれるか？
- ④下請金額の合計が4,500万円未満(建築一式7,000万円未満)か？

すべて満たす

ひとつでも満たさない

兼務できる
(原則2件程度)

兼務できない

- 専任の主任技術者(監理技術者)として兼務する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に様式第1号を2部提出し、協議の上発注者の承諾を得ること。
- 要件を満たしている場合でも工事内容、受注者の施工状況等により発注者の判断により兼務を承諾せず、又は兼務の承諾を取り消すものとする。
- 建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに契約解除となる場合がある。